

予 防 概 要

予防行政で一番重要な要素は、災害を未然に防ぎ、また災害が発生した場合被害を最小限に食い止めることであり、そのためには、

1. 消防用設備等の完全設置
1. 消防用設備等の維持管理の徹底
1. 防火管理の徹底

が重要であります。

管内には、現在 8 4 1 件の防火対象物があり、各防火対象物の関係者には、自主防火管理の原則である「自分のところは自分で守る」という認識が定着しつつあります。

また、一般家庭における住宅防火対策の推進を図り、建物火災の大半を占める住宅火災の減少に力を入れております。

今後とも立入検査、訓練指導等を通じ、防火に関する各種規制事項のハード面と、防火管理等ソフト面をさらに充実させ、地域住民の安全を図ることが最重要課題であります。

項別・工事別・規制別消防同意件数面積調べ

令和6年度中
単位 平方メートル

分 類		新 築						増 築						そ の 他		合 計	
		A		B		小 計		A		B		小 計					
		項・対象物		件数	面 積	件数	面 積	件数	面 積	件数	面 積	件数	面 積	件数	面 積	件数	面 積
6項イ (3)	病 院							1	1748.30			1	1748.30			1	1748.30
11項	寺 院							1	25.54			1	25.54			1	25.54
12項イ	工 場	1	72.87	1	9.95	2	82.82							1	72.87	3	155.69
14項	倉 庫			1	49.68	1	49.68									1	49.68
15項	そ の 他			2	192.61	2	192.61	2	2197.29			2	2197.29			4	2389.90
小 計		1	72.87	4	252.24	5	325.11	4	3971.13	0	0.00	4	3971.13	1	72.87	10	4,369.11
住 宅																	
工 作 物																	

備 考 (1) Aは、消防法第17条で設備規制を受ける建築物。
(2) Bは、設備規制を受けないもの、及び消防法施行令第32条で規制緩和を受けた建築物。

火災予防条例に基づく各種届出等調べ

(令和6年度中)

種 別 \ 月 別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	合計
防火対象物使用開始届出書 43 条	4	1		2		2	3		1	1	2	1	17
変電、発電、蓄電池 設備設置届出書 44 条—9 号, 10 号, 11 号			1	1		1		1					4
火災とまぎらわしい煙等届出書 45 条—1 号	80	61	32	37	71	74	33	67	61	43	63	129	751
煙火打上げ、仕掛け 届出書 45 条—2 号										1			1
催物開催届出書 45 条—3 号									1				1
道路工事届出書 45 条—5 号	2	3	2	4	3	3	10	3	7	6	1	6	50
露店開設届出書 45 条—6 号	1		1	4	1	2	2	2	2	4	2	2	23
少量危険物等貯蔵 取扱い届出書 46 条									1	2		1	4

防 火 対 象 物 数

(R7.4.1 現在)

消防法施行令 別表第1区分			防火 対象物	消防法 第8条 該当対象物	立入 検査 数	消防法施行令 別表第1区分		防火 対象物	消防法 第8条 該当対象物	立入 検査 数
1	イ	劇 場 他	2	2		7	小・中・高等学校	2 4	2 1	1 2
	ロ	集 会 場 他	9	9		8	図 書 館 他	5	4	
2	イ	キ ャ バ レ ー 他	0	0		9	イ 蒸 気 浴 場	0	0	
	ロ	遊 技 場 他	4	4			ロ 公 衆 浴 場	3	2	
	ハ	風 俗 営 業 等	0	0		10	発 着 場 他	4	0	
	ニ	カ ラ オ ケ ボ ッ ク ス	1	0						
3	イ	料 理 店 他	0	0		11	神 社 ・ 寺 院	2 9	2 5	
	ロ	飲 食 店 他	2 6	2 4		12	イ 工 場 ・ 作 業 場 他	8 0	7	
4		店 舗 他	5 7	4 2	8		ロ 映 画 ス タ ジ オ 等	1	0	
5	イ	民 宿 ・ 旅 館 他	5 6	4 5	3 1	13	イ 車 庫 ・ 駐 車 場 他	1 2	0	
	ロ	共 同 住 宅 ・ ア パ ー ト	1 2 7	1 6			ロ 格 納 庫	1	0	
6	イ	病 院 、 診 療 所 他	1 7	7	1 5	14	倉 庫	5 6	2	
	ロ	老 人 短 期 入 所 施 設 等	9	9	8	15	事 務 所 他	1 5 7	5 1	3
	ハ	老 人 デ イ サ ー ビ ス セ ン タ ー ・ 保 育 所 等	2 5	1 6	1 5	16	イ 特 定 複 合 用 途	1 0 1	4 9	9
							ロ 非 特 定 複 合 用 途	2 6	4	
	ニ	幼 稚 園 他	8	2	1	17	文 化 財	1	0	
						合 計		8 4 1	3 4 1	1 0 2

※ 消防法第8条とは、防火管理者が必要な対象物である。

例 特定防火対象物（旅館、病院、店舗等）では、収容人数 30 人以上、その他の対象物は 50 人以上。

防火管理者選任届、消防計画届出状況

(R7.4.1 現在)

該 当 対 象 物 甲種 2 7 4 件	防火管理者	届出済 2 5 3 件	9 2 %	未届け 2 1 件	8 %
	消防計画	届出済 2 2 1 件	8 1 %	未届け 5 3 件	1 9 %
乙種 6 7 件	防火管理者	届出済 5 8 件	8 7 %	未届け 9 件	1 3 %
	消防計画	届出済 4 0 件	6 0 %	未届け 2 7 件	4 0 %

消防用設備等設置状況

消防用設備等	設置対象物数	設置数	32条等	17条の2の5等	違反
屋内消火栓設備	75件	57件 (76.0%)	17件 (22.7%)		1件 (1.3%)
スプリンクラー設備	16件	16件 (100%)			
自動火災報知設備	430件	377件 (87.7%)	52件 (12.1%)		1件 (0.2%)
漏電火災警報器	20件	20件 (100%)			
非常警報設備	151件	142件 (94.0%)	7件 (4.7%)		2件 (1.3%)
避難器具	61件	61件 (100%)			
誘導灯	387件	378件 (97.7%)	8件 (2.0%)		1件 (0.3%)

注 1 32条等とは、消防法施行令第32条により消防用設備の設置を免除したもの及び17条の2の5による既存防火対象物に対して消防用設備の設置義務がないものをいう。

消防用設備等の点検報告状況 (R7.4.1 現在)

点検対象物 (小規模飲食店含む)	885件	報告済234件 26%	未報告651件 74%
うち、1,000㎡以上	169件	報告済103件 61%	未報告66件 39%